

小浜市 循環型社会形成推進地域計画

[平成22年度～平成26年度]

平成 22年 1月6日 (当初)

平成 25年 1月9日 (変更)

小 浜 市

〈 目 次 〉

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) 広域化の検討状況.....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 一般廃棄物処理等の目標.....	4
3 施策の内容.....	7
(1) 排出抑制、再使用の推進.....	7
(2) 処理体制.....	8
(3) 処理施設の整備.....	10
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	11
(5) その他の施策.....	11
4 計画のフォローアップと事後評価.....	12

【添付書類】

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式 5 施設概要

参考資料様式 6 計画支援概要

小浜市

平成 22 年 1 月 6 日（当初）

平成 25 年 1 月 9 日（変更）

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

（1）対象地域

構成市町村名 小浜市

面積 232.86 k m²

人口 32,155 人（平成 21 年 3 月 31 日、外国人含む）

31,630 人（平成 24 年 3 月 31 日、外国人含む）

（2）計画期間

本計画は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。
なお、計画期間内でも、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（3）基本的な方向

小浜市は、福井県の南西部に位置し、北は国定公園の指定を受けた日本海で唯一の長いリアス式海岸を有する若狭湾に面し、南は東西に走る京都北部の山岳地帯で一部滋賀県とも接している。

北陸圏域の福井県にありながら風俗、習慣、言語などは近畿圏域との歴史的・文化的つながりのため、いくぶん異なっており、気候についても概ね温和・温暖である。

地形的には、市のほぼ中央を流れる北川・南川の 2 大河川は、海岸に沿って細長く走る肥沃な平野を貫流し、小浜湾に流入している。

市制は、昭和 26 年に 1 町 7 村が合併してひかれ、その後 2 村の編入により現状の小浜市となる。そして平成 13 年には市制施行 50 周年を迎え、新たに「心安らぐ美食の郷 御食国若狭おばま」を目指す将来像として堅実に歩み続けている。

① ごみ

ごみ排出量（家庭系＋事業系）は、排出原単位（平成 22 年度：図 1-1）で見ると福井県平均 969 g/人日より 15%高い 1,114 g/人日であり、ごみの減量をより一層推進する必要がある。資源ごみの分別は、金属類（缶、その他金物）、びん、ペットボトル、その他プラスチック、新聞紙・雑誌・ダンボール、その他紙類などについて行っている。今後さらに、啓発をすすめ、ごみの排出抑制、資源ごみの分別の徹底を図っていく。

処理の面では、温室効果ガスの発生要因となるプラスチックを抑制しつつ、可燃ごみを焼却し、熱の有効利用を図っていく。

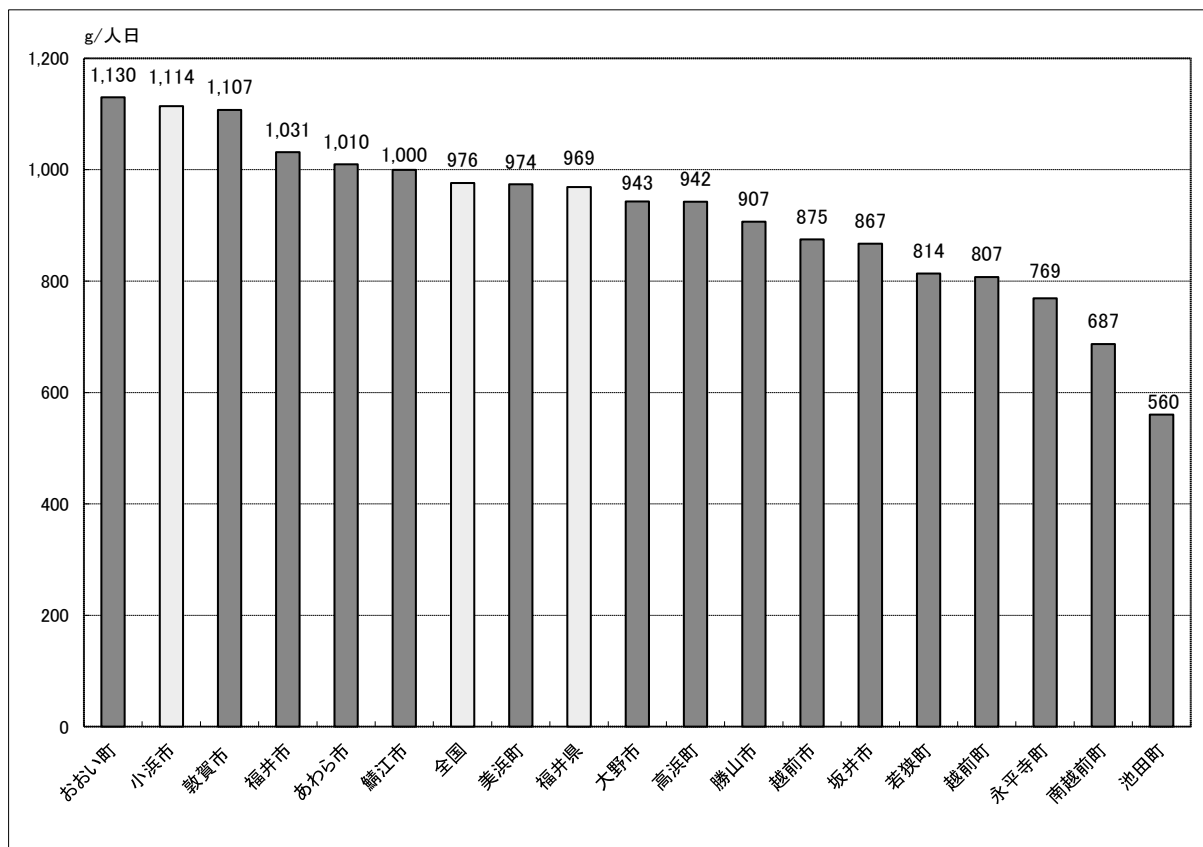


図 1-1 1人1日平均排出量の現状 (H22 年度実績)

② 生活排水

本市の生活排水については、昭和 58 年度から公共下水道事業に、昭和 61 年度から農業・漁業集落排水事業に、また、平成 5 年度から合併処理浄化槽設置補助金の交付に取り組んできた。平成 11 年度に漁業集落排水事業の建設が、平成 17 年度に農業集落排水事業の建設が完了し、平成 24 年度に公共下水道の面整備が完了する予定である。

集合処理区域における人口普及率（平成 21 年 3 月 31 日現在）は、93.2%であり、水洗化率は 83.2%である。今後は、公共下水道事業の未整備地区の早期解消と水洗化の促進に努力しなければならない。

一方、合併処理浄化槽区域では、水洗化率が 50.2%であり、約半数が生活排水を未処理のまま水路等に排出している状況である。

本市の目指す「食のまちづくり」の「食」は、生命や文化の根源であるが、水はその食を支える根源である。この水を保全することは、今の私達の生命や文化を守り育てるだけでなく、将来の人たちに対する責務でもある。

このため、本市の生活排水対策の目標は、中期的には集合処理区域の普及率を 100%にすることであり、また、長期的には水洗化率を 100%にし、人間による河川や小浜湾の水質汚濁を最小限に抑えることである。

(4) 広域化の検討状況

現段階では、未定ではあるものの、可燃ごみの処理については、将来的に周辺自治体と

連携し広域的に処理を行っていく。ただし、その検討には多くの時間を要するため、当面は既存施設の延命化を行い、次の更新の際に広域化可能かどうかについて検討していくものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

① 一般廃棄物の処理

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、12,636 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 2,711 トン、リサイクル率（＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)/(ごみの総処理量＋集団回収量)）は 21.5%である。

中間処理による減量化量は 8,940 トンで、概ね 7 割が焼却減量化され、焼却施設では温水の場内利用、冬期間の暖房及び白煙防止に余熱利用している。また、排出量の 7.8%にあたる 985 トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量（可燃残渣含む）は 9,797 トンである。

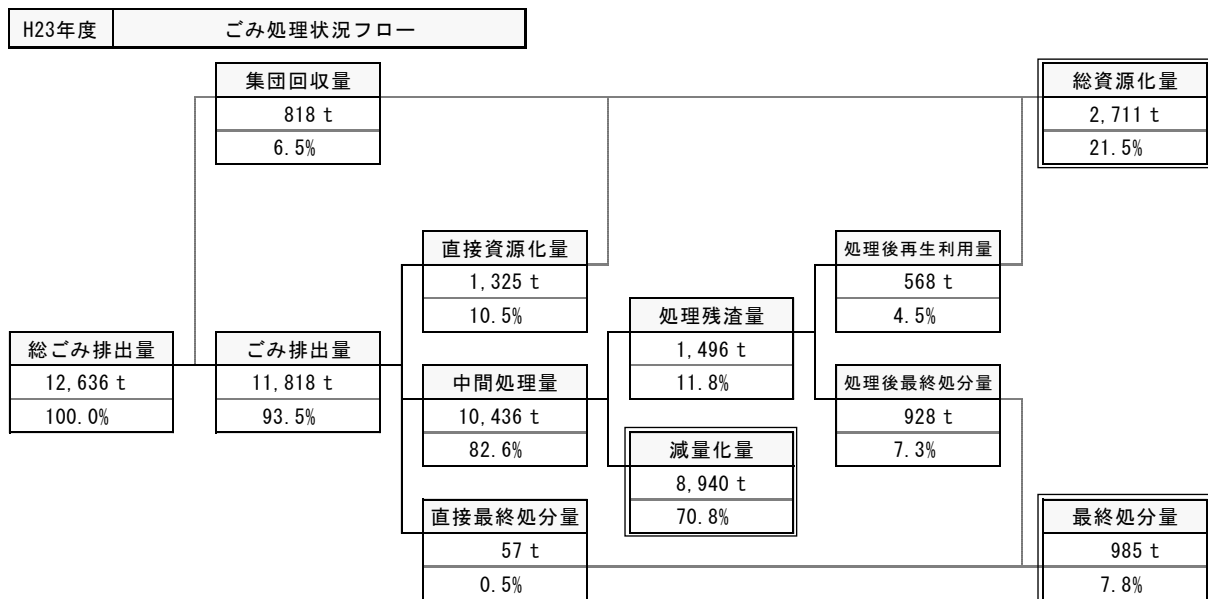


図 2-1 本市の一般廃棄物の処理状況フロー

② 生活排水の処理の現状

平成 20 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で 32,155 人であり、水洗化人口は、25,739 人、汚水衛生処理率 80.0%である。し尿発生量は 5,213kl/年、浄化槽汚泥発生量は、5,656 kl/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は 10,869kl/年である。

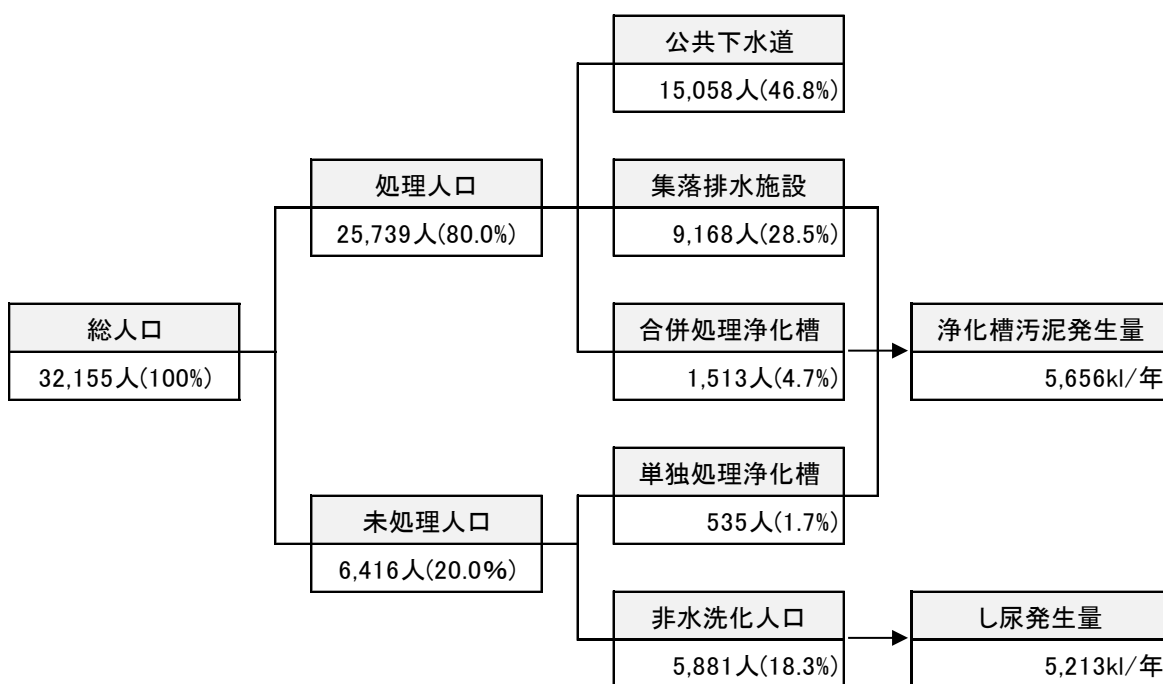


図 2-2 本市の生活排水の処理状況フロー

③ 市町村が行う産業廃棄物の処理

本市では、一般廃棄物処理施設における併せ産業廃棄物の処理を行っていない。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

① ごみ

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、添付資料に現状から目標年度までのトレンドグラフを添付する。

表 2-1 減量化量、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※ ¹) 注)		目標(割合※ ¹)	
		(平成23年度)		(平成27年度)	
排出量	事業系 総排出量(資源除く)	3,408 ト		2,962 ト	-13.1%
	1事業所当たりの排出量※ ²	1.57 ト/事業所		1.36 ト/事業所	-13.4%
	家庭系 総排出量(資源除く)	6,670 ト		6,137 ト	-8.0%
	1人当たりの排出量※ ³	211 kg/人		210 kg/人	-0.5%
	事業・家庭系 合計(資源除く)	10,078 ト		9,099 ト	-9.7%
再生利用量	直接資源化量	1,325 ト	10.5%	1,288 ト	11.1%
	総資源化量	2,711 ト	21.5%	2,650 ト	22.9%
	集団回収	818 ト		833 ト	
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh		- MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	8,940 ト	70.8%	7,864 ト	68.0%
最終処分量	埋立最終処分量	985 ト	7.8%	1,057 ト	9.1%

- ※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
 直接資源化量及び総資源化量は、総ごみ排出量(ごみ排出量+集団回収量)に対する割合[図 2-1, 図 2-3 参照]
- ※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業所ごみの総排出量) - (事業系ごみ資源ごみ量) } / (事業所数)
 事業所数は H21 経済センサス(平成 21 年 7 月 1 日調査: 2,177 事業所)
- ※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

- 排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 [単位：t]
 再生利用量：集団回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(目標値においては熱回収に回された廃棄物の量を除く) [単位：t]
 熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]
 資源化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：t]
 最終処分量：埋立処分された量 [単位：t]

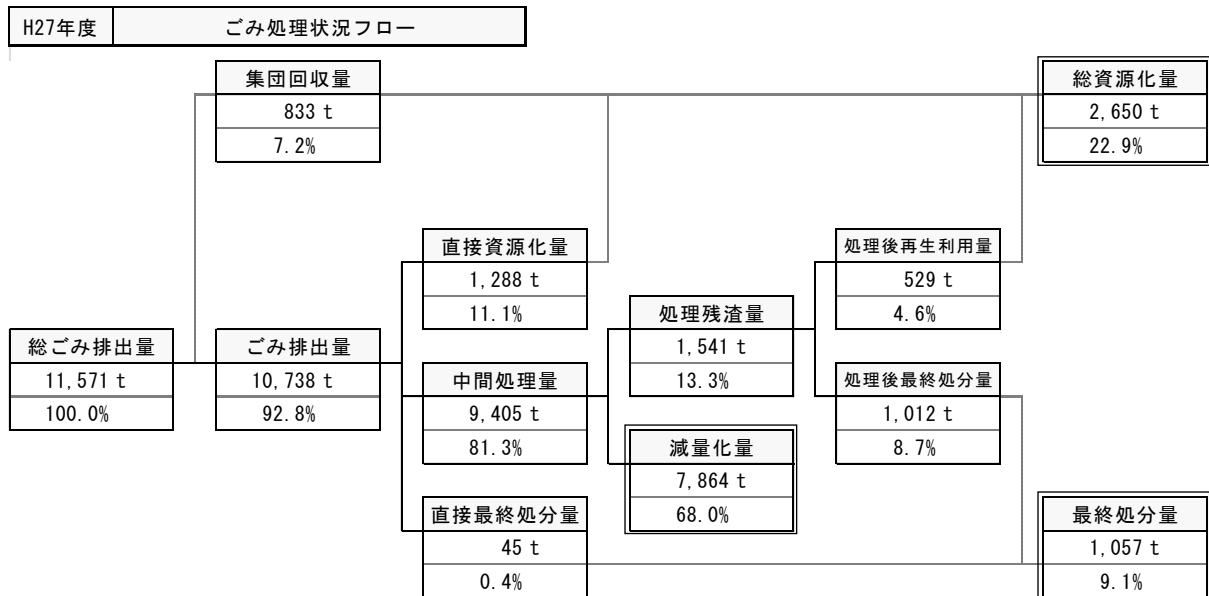


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

② 生活排水

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標の通り、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 20 年度実績	平成 27 年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	15,058 人 (46.8%)	16,404 人 (54.1%)
	農業集落排水施設等	9,168 人 (28.5%)	8,337 人 (27.5%)
	合併処理浄化槽等	1,513 人 (4.7%)	1,124 人 (3.7%)
	未処理人口	6,416 人 (20.0%)	4,478 人 (14.7%)
	合計	32,155 人	30,343 人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	5,213k1	3,968k1
	浄化槽汚泥量	5,656k1	4,972k1
	合計	10,869k1	8,940k1

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① ごみ

ア 3Rに関する意識向上

- ・ごみの減量化方法やごみの発生が少ない商品など、3Rに関する情報を提供する。
- ・グリーン購入法に基づいてごみの発生が少ない商品の販売・消費の拡大を目指し小売業者及び市民への啓発を行う。

イ ごみの減量化・再利用の推進

- ・グリーン購入法に基づいてごみの発生が少ない商品の購入を行い、廃棄物の抑制と環境負荷の低減に努める。
- ・公共施設においては、コピー機による裏面利用やミスコピーの防止を図り、ごみの減量化に努める。
- ・ごみの有料化などごみ発生抑制のための制度の導入について検討する。
- ・生ごみの堆肥化を個々に取り組めるように情報などを提供する。
- ・事業系一般廃棄物のリサイクルルート確立などごみ発生抑制のための関連情報を提供する。
- ・使用可能な廃棄物家具類などの再利用を検討する。
- ・事業系ごみの分別を徹底するよう指導していく。

ウ リサイクルの推進

- ・衣類や小型家電などの回収方法を検討し、リサイクル率の向上に努める。
- ・再用品、再生利用品などに関する情報を提供する。
- ・職員自らがごみの分別に心がける。
- ・再生利用に関する情報提供や意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用などグリーン購入を促進する。
- ・公共施設からでる使用済みの用紙類、事務用品や生ごみなどはリサイクルの品目に応じて適正に処理する。

② 生活排水

家庭等から排出される汚濁負荷量のため、広報活動等を実施し、啓蒙活動の強化を図る。

また、各地区の特性を生かしたまち・むらづくりを自らが考え、自らが実施する「新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業」により、多くの地区で自然環境の重要性を再認識し、水との共生を図ろうとしている。例えば、ビオトープでのホタル・タニシ・トンボなどを増やし、また、アマモマーメイドプロジェクトでは、きれいな海を取り戻そうと地元高校生と地元住民において、アマモ（海草）が定植され、生育を観察しながら、小浜湾の再生に期待を寄せている。

このように、市と市民が協働しながら、水環境保全を推進し、生活排水の発生抑制を

今後も強化していく。

(2) 処理体制

① ごみ

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2-3 のとおりである。

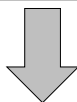
家庭ごみについては、人口の減少やごみ減量意識の高まりなどにより、年々減少している。平成 20 年度からリサイクルプラザが供用開始したことや燃やすごみの指定袋を導入したことにより、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの選別が大きく向上し、資源化率が大幅に向上した。

今後は、ごみ焼却施設については、既存施設の有効利用を図る考えから、延命化に向けて準備を進めるとともに、広報・啓発活動などソフト面を中心にごみ減量を進めていく方針である。

表 2-3 小浜市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

平成23年度				
分別区分		処理方法	処理・保管施設等	処理実績
可燃ごみ	燃やすごみ(粗大含む)	焼却	小浜市クリーンセンター	6,117
資源ごみ	ビン類	選別処理	小浜市リサイクルプラザ	238
	ペットボトル	〃	〃	72
	スチール缶	直接資源化	業者引取	142
	アルミ缶	〃	〃	
	その他金物	〃	〃	367
	その他プラスチック	〃	〃	
	新聞・雑誌・段ボール	〃	〃	513
	その他紙類	〃	〃	345
有害ごみ(乾電池・蛍光灯)	保管後、直接資源化	小浜市リサイクルプラザ	—	
不燃ごみ	埋立ごみ等	選別処理	〃	553

新聞・雑誌・段ボールは一般持込含む



平成27年度				
分別区分		処理方法	処理・保管施設等	処理実績
可燃ごみ	燃やすごみ(粗大含む)	焼却	小浜市クリーンセンター	5,649
資源ごみ	ビン類	選別処理	小浜市リサイクルプラザ	213
	ペットボトル	〃	〃	69
	スチール缶	直接資源化	業者引取	128
	アルミ缶	〃	〃	
	その他金物	〃	〃	346
	その他プラスチック	〃	〃	
	新聞・雑誌・段ボール	〃	〃	481
	その他紙類	〃	〃	333
有害ごみ(乾電池・蛍光灯)	保管後、直接資源化	小浜市リサイクルプラザ	—	
不燃ごみ	埋立ごみ等	選別処理	〃	488

※有害ごみについては隔年処理であり、年度毎の数量は不明

※持込資源は、内訳不明のため上記に含まない。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現状では、事業系一般廃棄物は、許可業者が家庭系ごみ分別区分に準じて収集し、本市の施設に搬入して処理するか、事業者が本市の施設に自ら搬入して処理している。今後も同様の処理体制とするが、事業系一般廃棄物の減量が家庭系ほど進んでいないことから、事業系ごみの処理料金のあり方について検討を行っていく方針である。

② 生活排水

生活排水の処理体制については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水等からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水・乾燥後、乾燥肥料として、再生利用を行っている。

③ 今後の処理体制の要点

- ・ごみ処理施設（熱回収推進施設）の延命化に向けた準備として、長寿命化計画の策定を行うものとする。（基幹改良事業の実施については、この計画の中で検討を行う。）
- ・ごみ処理施設（熱回収推進施設）の延命期間を利用して、広域処理に向けた検討を行っていくものとする。
- ・マテリアルリサイクル推進施設と最終処分施設については、供用開始して間もないため、当面、整備は行わない。

（3）処理施設の整備

① ごみ

現ごみ処理施設（小浜市クリーンセンター）について、長寿命化計画を策定し、基幹的設備改良事業を行うことにより延命化を図る。（なお、基幹的設備改良事業は、第3次計画時に提出見込み）

② 生活排水

合併処理浄化槽の整備については、表 2-4 のとおり行う。

表 2-4 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数(基) (平成 20 年度末)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
1	浄化槽設置整備事業	282	25	72	H22～26
2	浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	—
3	その他地方単独事業	0	0	0	—
合計		282	25	72	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

表 2-5 のとおり、現ごみ焼却施設（小浜市クリーンセンター）の延命化工事に関する計画支援事業を行う。

表 2-5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	小浜市クリーンセンター大規模改修工事に係る発注支援業務	発注支援業務	H26

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

表 2-6 のとおり、現ごみ焼却施設（小浜市クリーンセンター）の延命化のために長寿命化計画策定業務を行い、その中で二酸化炭素の削減対策についても検討する。

表 2-6 長寿命化計画策定支援に関する事業

事業番号	業務名	事業内容	事業期間
32	小浜市クリーンセンター長寿命化計画策定業務	長寿命化計画	H25

(6) その他の施策

小浜市で循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 廃棄物に係る災害対策

災害廃棄物の対策については、小浜市地域防災計画の中に定められており、これに準じて対策を進めることとする。

イ. 海ごみ対策

ウに述べる不法投棄と同様に湾岸に捨てられるごみに対しては、各団体等と協力しながら、以下の取り組みを行っていくものとする。

- ・釣具店などと協力し、釣り客にごみ持ち帰りの指導を行う。
- ・関係機関と協力し、釣り具、漁具など海洋投棄防止に向けた普及・啓発を行う。
- ・県や漁業関係者と協力し、適正な管理（清掃）に努める。

ウ. 不法投棄対策

不法投棄の回収と防止を図るため、市独自の回収や地区住民・ボランティア団体による奉仕活動を実施して頂くとともに投棄されやすい場所をパトロールしたり、必要な箇所に看板を設置したりしているが、現状と同様に継続的にこれらの対策を実施していく

ものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

小浜市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、福井県および国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

表 2-7 現有処理施設の概要

種 類	項 目	施設内容
焼却施設	事業主体	小浜市
	施設名	小浜市クリーンセンター
	所 轄	小浜市
	処理能力	56 t / 日 (28 t / 16 h × 2 炉)
	所在地	谷田部第 63 号 5 番地
	竣工年	平成 12 年
	処理する廃棄物	可燃ごみ
	施設の概要	方 式：准連続燃焼式、炉形式：流動床式

種 類	項 目	施設内容
リサイクルセンター	事業主体	小浜市
	施設名	小浜市リサイクルプラザ (リサイクルセンター)
	所 轄	小浜市
	処理能力	24 t / 日
	所在地	深谷 25-20-1
	竣工年	平成 20 年
	処理する廃棄物	資源ごみ
	施設の概要	手選別、磁力選別

種 類	項 目	施設内容
最終処分場	事業主体	小浜市
	施設名	小浜市リサイクルプラザ (最終処分場)
	所 轄	小浜市
	処理能力	埋立容量 37,000m ³ (2 区画合計)、浸出水処理 15m ³ /日
	所在地	深谷 25-20-1
	竣工年	平成 20 年
	処理する廃棄物	焼却残渣、固化灰、破碎残渣、汚泥
	施設の概要	クローズド型最終処分場 (2 重遮水シート)

種 類	項 目	施設内容
し尿処理施設	事業主体	小浜市
	施設名	小浜市衛生管理所
	所 轄	小浜市
	処理能力	50kL/日 (生し尿 42kL/日、浄化槽汚泥 8kL/日)
	所在地	飯盛第 3 号 1 番地
	竣工年	昭和 63 年
	処理する廃棄物	し尿、浄化槽汚泥、集落排水汚泥
	施設の概要	二段活性汚泥法 + 高度処理